令和3年4月の改正について（令和3年7月22日研修資料）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記載者　蒔苗　裕貴子

1. 認知症基礎研修の義務化　**3年間の経過措置**

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護にかかわる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護事業者に、介護に直接かかわる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、**認知症基礎研修を受講**させるために必要な措置を講じることを義務づける。

（義務づけの対象外）看護師、介護福祉士、福祉系高校卒業者等医療介護の資格保持者。

1. 料金の改正。入浴加算Ⅰ、Ⅱ　　処遇改善加算の要件変更（加算算定年からではなく、毎年内容を実施）。個別機能訓練Ⅰ－イ
2. 職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはいけない旨の方針（利用者やその家族を含む）を明確化して、**相談担当者を決め**て、職員に周知、啓発する。**（経過措置なし、できるだけ早急に）**
3. 高齢者虐待防止法の推進　**3年間の経過措置**

虐待の発生又はその再発防止をするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の決定等。

（他の委員会と一体的に実施可能。他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない）。

1. 感染症や災害への強化**3年間の経過措置**

**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施。**

（他の委員会と一体的に実施可能。他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない）。

年一回以上の研修**（演習）**を行う。

1. **業務継続計画（ＢＣＰ）　3年間の経過措置**

感染症や大地震等の自然災害、感染症の蔓延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が起きても事業を中断させ ない、または、中断しても、可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

（緊急連絡先の整備、あらかじめ被害が予想される場合は、時間短縮や休止をする、サービスの前倒し等考える・サービス中の突然の事態に備えて備品(水や食料毛布等)を整備する。高齢者避難施設への移送等）

（遂行計画）

* 認知症基礎研修（社会福祉協議会実施）

令和4年受講者　蒔苗　卓司　　馬渡　一陽（令和４年3月まで介護福祉士資格取得の際は免除）その他は免除。

* 職場におけるパワーハラスメント防止の方針については、令和４年3月までに原案を作成する。（令和3年7月原案作成済み）
* 虐待またはその再発を防止するための委員会の設置、指針の整備、研修実施と担当者の決定。（研修は毎年実施中。指針の整備は令和4年3月まで原案作成）
* 感染症や災害への強化委員会の開催、指針の整備、シミュレーション訓練実施に関しては、骨格案を今年度中（令和4年3月まで）に原案を作成する。
* 業務継続計画（ＢＣＰ）は、今年度中に概要を整え、全職員で内容を考えながら内容を変更、追加していく。令和5年12月までに、完成させる。（その後も定期的に見直す）

★　これらの完成は、令和6年1月までとし、令和6年3月までに概要を運営規定に盛り込む。できるものから徐々に進めることとする。